

## 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

## 基本的行政手法①

鹿兒島大学法文学部法政策学科准教授  
宇那木正寛

## 今回のポイント

公共的課題を解決するためには手段が必要です。実際の公共政策の立案に当たっては、これらの手段を理解し、活用することになります。

## ① 公共政策における行政手法

公共政策は、その目的と当該目的を達成するための手段とによって構成されます。このうち、手段とは行政が目的を達成するために必要なツールです。こうした行政のツールを行政手法といいます。

基本的な行政手法には、大きく分けて、国、地方公共団体といった権力主体のみにその行使が許される規制的手法と非権力主体も行使できる非規制的手法があります。今回は、規制的手法について解説します。

## ② 規制的手法

規制的手法とは、人の権利を制限したり、特定の義務を課すことによって公共課題に対処しようとする権力的手法です。

規制的手法は、①作為義務または不作為義務を設定する義務設定手法、②義務を設定しなうえで、特定の条件を充足した場合に当該禁止を解除する許可手法、③特定の事項について届出義務を課す届出手法が基本となります。規制的手法は、その実効性を確保するためには罰則などと組み合わせることが少なくありません。また、規制的手法により設定された義務内容が履行されない場合に備えて代執行など強制執行の制度もあります。

## ③ 義務設定手法

## (1) 不作為義務設定手法

義務設定手法には、不作為義務設定手法と義務設定手法があります。このうち、不作為

義務設定手法とは、人の特定の行為を禁止するという手法で規制度合いの最も強いものです。強力な効果を期待して数多く用いられる古典的手法です。この手法には、特定の行為について限定を附すことなく禁止するもののほか、場所、時間などに限定して禁止するものなどがあります。

次の各例は、廃棄物を不法投棄すること、落書きをすること、公務員の失墜行為を禁止しているものです。

【不法投棄の禁止義務を課す例】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
第16条 何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

【落書き禁止義務を課す例】

岡山県快適な環境の確保に関する条例  
例  
(落書きの禁止)  
第7条 何人も、落書きを行ってはならない。

【信用失墜行為の禁止義務を課す例】

地方公務員法  
(信用失墜行為の禁止)  
第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

次の例は、店舗型性風俗特殊営業（風営法

2条6項）について、特定の施設から一定の距離の区域内について、その営業行為を禁止するものです。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)  
第28条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定するものをいう）、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう）、図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定するものをいう）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを営んではならない。

次の例も、特定の施設から一定の距離の区域内について暴力団事務所の設置・運営を禁止するものです。

広島県暴力団排除条例

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)  
第24条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内において暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所

(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（落書きの禁止）

（以下略）

次の例は、特定の区域・地域を指定して路上喫煙行為等を禁止するものです。

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例  
例

(定義)  
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管

理する権限を有する者が喫煙をすることができるところとして指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと

又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第

1項第9号に規定する自動車（同法第

3条に規定する大型自動二輪車及び普通

自動二輪車を除く。）の車内において

これらの行為を行うことを除く。

(2) 道路等 道路、公園その他の公共

の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産への

被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を

禁止する必要があると認められる区域を

路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間又は時間を

間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定し

ようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定し

たときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置

又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生じる。

(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

次の例は、営業時間を限定して風俗営業を禁止しているものです。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(営業時間の制限)

第13条 風俗営業者は、午前零時（都道府

県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日）にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外

の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある

地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時）から日出時までの時間においては、

その営業を営んではならない。

(2) 作為義務設定手法

作為義務設定手法とは、特定の行為・活動

をすることを義務付ける手法です。この手法

には、設備の設置義務を課すもの、営業方法

について義務を課すもの、特定の計画策定義

務を課すものなど多様な義務内容のものがあ

ります。

【設備の設置義務を課す例】

岡山市火災予防条例

第30条の2 住宅（法第9条の2第1項に

規定する住宅をいう。以下この章において

同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理

者又は占有者をいう。）は、次条及び

第30条の4に定める基準に従つて、次の

各号のいずれかの住宅用防災機器を設置

し、及び維持しなければならない。

(1) 住宅用防災警報器（令第5条の6

第1号に規定する住宅用防災警報器

をいう。以下この章において同じ。）

(2) 住宅用防災報知設備（令第5条の6

第2号に規定する住宅用防災報知設

備をいう。以下この章において同じ。）

【営業内容について義務を課す例①】

岡山県青少年健全育成条例

(有害図書区分陳列等)

第10の2 図書を取り扱う業者は、有害図

書を陳列するときは、青少年が容易に閲

覧することができないよう知事が別に定める方法により当該有害図書、他の図書と明確に区分し、かつ、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければならない。

【営業内容について義務を課す例②】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(照度の規制)

第14条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を、風俗営業の種類に応じて国家公安委員会規則で定める数値以下としてその営業を営んではならない。

(騒音及び振動の規制)

第15条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。）が生じないように、その営業を営まなければならない。

(広告及び宣伝の規制)

第16条 風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(料金の表示)

第17条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に係る料金で国家公安委員会規則で定める種類のものを、営業所において客に見やすいように表示しなければならない。

【営業内容について義務を課す例③】

理容師法

第9条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
- (2) 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
- (3) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

【行政機関に特定の義務を課す例】

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(標識の設置)

第6条 都道府県は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

【行政機関に計画策定義務を課す例】

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

【一般事業者に計画策定義務を課す例】

京都市地球温暖化対策条例

(事業者排出量削減計画書の提出等)

第27条 計画期間(特定年度(平成23年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数を経過したことの年度をいう。)以降の3年間をいう。以下同じ。)のいずれかの年度において特定事業者に該当することとなった事業者は、温室効果ガスの排出の量を計画的に削減するため、当該計画期間(特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除く。第30条及び第31条において同じ。)について、事業者排出量削減指針に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書(以下「事業者排出量削減計画書」という。)を作成し、特定事業者に該当することとなった年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

作為義務の中には努力義務にとどまるものも少なくありません。努力義務にとどまる場合、単に努力していればよく、何らか特定の結果が求められるわけではありません。

次の例は、動物の所有者または占有者に対して、当該動物の適正管理について、努力義務を定めるものです。

#### 動物の愛護及び管理に関する法律

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

## 4

### 許可手法

許可手法とは、特定の基準に合致する場合に作為義務や不作為義務を解除する手法で

す。義務設定手法よりも権利に対する規制度合いは緩やかなります。しかし、義務設定手法と比較すると、許可手法を運用するためには組織、職員などの行政資源がより必要となります。

許可手法は、許可対象により事業許可、施設許可及び個別行為許可に分類することができます。

#### 【事業許可の例①】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(開設の許可)

第4条 薬局は、その所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第7条第3項並びに第10条第1項(第38条第1項並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び第2項(第38条第1項において準用する場合を含む。))において同じ。)の許可を受けなければ、開設してはならない。

#### 【事業許可の例②】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3の3まで

で、第15条の4の2、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において同じ。)の収集又は運搬を業として行うとする者は、当該業を行う場合とする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

#### 【施設許可の例①】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### 【施設許可の例②】

化製場等に関する法律

第3条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設け

ようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【個別行為許可の例①】

道路法

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

(3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設

【個別行為許可の例②】

岡山市環境保全条例

(貴重野生生物保護区における行為の制限)

第29条の12 貴重野生生物保護区内においては、市長の許可を受けずに、次に掲げる行為(第8号から第12号までに掲げる行為については、市長が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)を行ってはなら

ない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為又は軽易な行為として規則で定めるものについては、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(以下略)

許可手法を用いる場合に重要な点は、どのような許可要件を定めるかです。許可要件の内容によって、許可手法の規制度合いが大きく異なってきます。比例原則の観点から、目的を達成するために不必要な許可要件を定めるべきではありません。

次の例は、個別行為許可基準について技術的基準を定めるものです。都市計画施設の区域または市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者が許可を受ける際の許可基準が定められています。

【技術的基準の例】

都市計画法

(許可の基準)

第54条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合にお

いて、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

(1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

(2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。

(3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第2条第

5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

事業許可手法においては人的許可要件が、施設許可手法においては施設構造要件が、それぞれ定められるのが一般的です。

### 【人的許可要件の例】

#### 古物営業法

##### (許可の基準)

第4条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法(明治40年法律第45号)第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- (3) 住居の定まらない者(以下略)

### 【施設構造要件の例】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

##### (許可の基準等)

第8条の2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- (2) その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- (3) 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- (4) 申請者が第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

事業許可と施設許可が一体となつて旅館経営許可においては人的要件及び施設構造要件がともに許可要件として定められていません。

【許可要件として人的要件及び施設構造要件が共に定められている例】

#### 旅館業法

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するとき、同項の許可を与えないことができる。

- (1) この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた日から起算して3年を経過していない者

(2) 第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者

(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの

## 5 許可手法における関連規定

ところで、許可手法については、次のよう

定めるべき事項	内 容
許可事項	「～しようとする者は、知事（市長）の許可を受けなければならない」
許可申請手続	「～次に掲げる事項を記載した申請書及び規則で定める書類を知事（市長）に提出しなければならない」
許可基準	「知事（市長）は、次の各号に掲げる条件を満たすものでなければ許可してはならない」
許可条件	「知事（市長）は、前項の許可に必要な条件を付することができる」
許可事項の変更	「～の許可を受けた者は、許可に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事（市長）の変更の許可を受けなければならない」
許可の地位の承継	「～の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する」
許可の取消し・撤回	「知事（市長）は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者の許可を取り消すことができる」

な規定がパッケージとして定められることが一般的です。  
このうち主要な規定について、実際の条文で確認しましょう。

### (1) 許可条件

行政行為には、条件や期限が附されること  
があります。これを附款といえます。附款に  
は、講学上、条件、期限、負担および撤回の  
留保がありますが、法令用語としては「条件」  
が附款の内容全て含むものとして使われるこ  
とが一般的です。

実際の立案では、どのような場合に、いか  
なる附款を附すことが予定されているのかに  
ついて、あらかじめ条例で定めておくことが  
必要です。

どのような内容の附款を附すかについても、  
比例原則の適用があります。次の例は、この  
ことを確認する内容が規定されています。

【附款を附すことができる旨及び比例原則の  
内容が定められている規定の例】

**都市計画法**

（許可等の条件）

第79条 この法律の規定による許可、認可  
又は承認には、都市計画上必要な条件を  
附することができる。この場合において、  
その条件は、当該許可、認可又は承認を  
受けた者に不当な義務を課するものであ

つてはならない。  
行政行為の効力の発生・消滅を発生確実な  
事実にかからしめるのが期限です。

次の例は、許可の終期（消滅）を定めるも  
のです。許可内容が担保されるように許可期  
間を限定するのが目的です。

### 建設業法

#### （建設業の許可）

第3条 建設業を営もうとする者は、次に  
掲げる区分により、この章で定めるとこ  
ろにより、2以上の都道府県の区域内に  
営業所（本店又は支店若しくは政令で定  
めるこれに準ずるものをいう。以下同  
じ。）を設けて営業をしようとする場合  
にあつては国土交通大臣の、一の都道府  
県の区域内にのみ営業所を設けて営業を  
しようとする場合にあつては当該営業所  
の所在地を管轄する都道府県知事の許可  
を受けなければならない。ただし、政令  
で定める軽微な建設工事のみを請け負う  
ことを営業とする者は、この限りでない。

(1) 建設業を営もうとする者であつて、  
次号に掲げる者以外のもの

(2) 建設業を営もうとする者であつて、  
その営業にあつて、その者が発注者  
から直接請け負う一件の建設工事につ  
き、その工事の全部又は一部を、下請



代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

3 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、

第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

### （2）許可の取消しと撤回

行政行為に当たつて瑕疵があつたことを理由に許可の効力を過去に遡つて否定することを行政行為の取消しといいます。行政行為を取り消すことができるのは、公益適合性の観点から当然であり、特に法律又は条例の根拠は必要ないと考えられています。このため、行政行為の取消しの根拠について定める規定を見かけることはほとんどありません。なお、受益的行政行為の取消しについては、条理上、遡及を制限せざるを得ない場合もあります。

行政行為の取消しに対し、有効に成立した行政行為の効力をその後生じた後発的事情を理由に、行政庁が当該法律関係を将来にわたつて解消する場合があります（当該行政行為に瑕疵があるかどうかは無関係です）。このような行政庁の行為を撤回といいます。撤回は、当該行政行為が瑕疵なく有効に成立したにもかかわらず、その法的効果を将来にわたつて消滅させるといふ重大な行為です。よつて、実際の立法に当たつては、その根拠および具体的撤回事由を定めておくべき

でしょう。<sup>①</sup>

なお、法令用語としての「取消し」は行政行為の撤回として使われることがほとんどです。次の例は、撤回の根拠およびその具体的撤回事由を定めている例です。

### 動物の愛護及び管理に関する法律

#### （許可の取消し）

第29条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- （2）その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第27条第1項第1号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- （3）第27条第1項第2号ハに該当することとなつたとき。
- （4）この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

### （3）許可を受けた法的地位の承継

許可を受けた法的地位について承継を認める場合があります。許可を受けた者の地位を保護するとともに、許可手続に伴う負担を回避することが目的です。

承継には、相続、合併といった特定の事実

に基づいて行政庁の行為は特に必要とせず承継が認められる当然承継の手法と行政庁の承認行為により承継が有効となる承認承継の手法があります。

次の例は、当然承継を定めた規定ですが、行政庁が承継の事実を把握できるように承継事実についての届出義務を課しています。

#### 公衆浴場法

第2条の2 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）について相続、合併又は分割（当該浴場業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該浴場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

次の例は、地位の承継について行政庁の承認を必要とするものです。承認がなければ、当該許可に基づく法的地位は承継されません。人的要件を重視する事業許可の例に多いといえます。

#### 旅館業法

第3条の3 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

### 6 届出手法

届出手法とは、特定の事項に関し、届出の義務を課す手法です。特定の義務を解除する許可手法とは異なり特定の行為の禁止を前提としていません。そのため、許可手法に比べ緩やかな規制手法であるといえます。届出には、事前届出と事後届出があります。

届出手法は、行政庁が法律や条例に定める事務の執行に当たり、必要な情報を得ることを主な目的とするものです。

例えば、次の理容師法では、理容所の開設について許可制とはせず事前の届出制としています（同法第11条）。届出により取得した

情報を使って、行政庁は理容所が施設基準を満たしているかどうかの検査を行い（第11条の2）、また、必要に応じて立入調査を行います（同法第13条）。

#### 理容師法

第11条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第11条の4第1項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 理容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第11条の2 前条第1項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第12条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用し得なければならない。

#### 〈中略〉

第13条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、理容所に立ち入り、第9条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 第4条の13第2項及び第3項の規定

は、前項の規定による立入検査について準用する。

次の例は、事前の届出内容をもとに勧告を行う例です。

#### 大規模小売店舗立地法

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第5条 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

#### (都道府県の勧告等)

第9条 都道府県は、前条第7項の規定による届出又は通知の内容が、同条第4項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から2月以内に限り、理由を付して、第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

次の例は、住民の住所を的確に公簿に反映するため、転出する前に届出義務を課すものです。

#### 住民基本台帳法

(転出届)

第24条 転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

次の例は、行政庁が許可に係る事業の状況を把握するため、事業等の廃止後、許可を受けた者に対して届出義務を課すものです。

#### 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

#### (特定開発行為の廃止)

第20条 第10条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

注

- (1) 塩野宏『行政法Ⅰ（第6版）』（有斐閣、2015年）198頁以下
- (2) 石毛正純『法制執務詳解（新版Ⅱ）』（ぎょうせい、2012）129頁
- (3) 塩野・前掲注(1) 188頁以下
- (4) 石毛・前掲注(2) 136頁